別表一　各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人の分……令五・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日 税務署長殿	所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	※税務署処理欄
納税地	電話（　　）　－	通算グループ整理番号	白色申告 / 一連番号
(フリガナ) 法人名		通算親法人整理番号	整理番号
法人番号		法人区分	事業年度（至） 年 月 日
(フリガナ) 代表者		事業種目	売上金額 兆 十億 百万
代表者住所		期末現在の資本金の額又は出資金の額 円 / 非中小法人	申告年月日 年 月 日
		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	通信日付印 / 確認 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分
		同族会社 / 非同族会社	年 月 日
		旧納税地及び旧法人名等	申告区分
		添付書類	法人税 申告 期限後 修正 / 地方法人税 申告 期限後 修正

普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等、公益法人等又は人格のない社団等 / 左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人

令和　年　月　日　**事業年度分の法人税　申告書**

令和　年　月　日　**課税事業年度分の地方法人税　申告書**

（中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日）

適用額明細書提出の有無	有 / 無
税理士法第30条の書面提出有	有
税理士法第33条の2の書面提出有	有

この申告書による法人税額の計算

			十億 百万 千 円
所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）		1	
法人税額（48）＋（49）＋（50）		2	
法人税額の特別控除額（別表六（六）「5」）		3	
税額控除超過額相当額等の加算額		4	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」）＋（別表三（二の二）「25」）＋（別表三（三）「20」）	5	0 0 0
	同上に対する税額（62）＋（63）＋（64）	6	
留保金	課税留保金額（別表三（一）「4」）	7	0 0 0
	同上に対する税額（別表三（一）「8」）	8	
法人税額計（2）－（3）＋（4）＋（6）＋（8）		9	0 0
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（別表六（六の二）「7」）＋（別表十七（二の六）「3」）		10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		11	
控除税額（((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額）		12	
差引所得に対する法人税額（9）－（10）－（11）－（12）		13	0 0
中間申告分の法人税額		14	0 0
差引確定法人税額（13）－（14）	（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は（22）へ記入）	15	0 0

			十億 百万 千 円
控除税額の計算	所得税の額（別表六（一）「6の③」）	16	
	外国税額（別表六（二）「23」）	17	
	計（16）＋（17）	18	
	控除した金額（12）	19	
	控除しきれなかった金額（18）－（19）	20	
この申告による還付金額	所得税額等の還付金額（20）	21	
	中間納付額（14）－（13）	22	
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外
	計（21）＋（22）＋（23）	24	外
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（57）		25	外 0 0
欠損金等の当期控除額（別表七（一）「4の計」）＋（別表七（三）「9」若しくは「21」又は別表七（四）「10」）		26	
翌期へ繰り越す欠損金額（別表七（一）「5の合計」）		27	

この申告書による地方法人税額の計算

			十億 百万 千 円
課税標準法人税額	基準法人税額：所得の金額に対する法人税額（(2)－(3)＋(4)＋(6)＋(9)の外書）－別表六（二）付表六「7の計」）	28	
	課税留保金額に対する法人税額（8）	29	
	課税標準法人税額（28）＋（29）	30	0 0 0
地方法人税額（53）		31	
税額控除超過額相当額の加算額（別表六（二）付表六「14の計」）		32	
課税留保金額に係る地方法人税額（54）		33	
所得地方法人税額（31）＋（32）＋（33）		34	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（別表六（五の二）「8」＋別表十七（二の六）「4」）と（34）のうち少ない金額）		35	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		36	
外国税額の控除額（(34)－(35)－(36)）と(65)のうち少ない金額）		37	
差引地方法人税額（34）－（35）－（36）－（37）		38	0 0
中間申告分の地方法人税額		39	0 0
差引確定地方法人税額（38）－（39）	（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は（42）へ記入）	40	0 0

この申告による還付金額	外国税額の還付金額（67）	41	
	中間納付額（39）－（38）	42	
	計（41）＋（42）	43	外
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額（61）		44	0 0
剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和　年　月　日	決算確定の日	令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	銀行 / 金庫・組合 / 農協・漁協	本店・支店 / 出張所 / 本所・支所	預金 / 郵便局名等
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－
※税務署処理欄			

税理士署名	

Sample